# 第 3 章 公共下水道(汚水)の 普及状況

- 1. 汚 水 整 備 事 業
- 2. 水 洗 化 の促 進

## 1. 汚水整備事業

本市の汚水整備事業は、昭和 33 年から計画的な取り組みを進めており、平成8年には下水道整備緊急措置法に基づく第8次下水道整備5ヶ年計画を策定し、これに基づき整備推進を図ってきました。

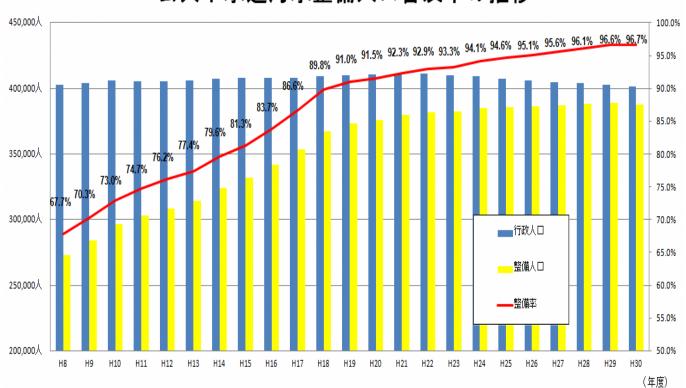
この計画は、平成 14 年度までの計画期間でしたが、本市においては下水道 事業を継続的に進める必要があったため、本市独自の整備計画として平成 13 年度に「下水道特別会計経営健全化計画」の策定を行い、その計画に基づいて 平成 15 年から平成 24 年までの「下水道整備 10 ヶ年計画」を策定しました。

その後、平成25年度「枚方市上下水道ビジョン」で示された実施計画では、 平成30年度末までに住居系地域の概成を目指しており、公共下水道汚水整備 人口普及率は、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共 下水道」を合わせて平成30年度末(平成31年3月31日)時点で96.7%となり、住居系地域の整備は概成しました。

(平成30年度末時点)

計画面積 (A)	処 理 面 積 ( B )	普及率 (B) / (A)
5, 228 ha	3,429 ha	65.6 %
行政人口 (C)	整備済面積 (D)	整 備 率 (D)/(A)
401, 314 人	3,442 ha	65.8 %
	処理人口 (E)	処理人口普及率 (E) / (C)
	387, 863 人	96.6 %
	整備済人口(F)	整備人口普及率 (F) / (C)
	387, 968 人	96.7 %
	水洗化人口(G)	水洗化率 (G)/(E)
	376, 148 人	97.0 %

# 公共下水道汚水整備人口普及率の推移



#### 2. 水洗化の促進

汚水整備事業によって新たに公共下水道の供用が開始された区域の家屋所有者は、 供用開始日から3年以内に公共下水道へ接続するための改造工事、いわゆる水洗化を 行っていただく必要があります。

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道の主要な機能を発揮するとともに、水洗化による下水道使用料の賦課は、公営企業における経営健全化のための欠かすことのできない財源となっています。水洗化義務期限の3年を超過した未水洗家屋(約4200戸)の所有者に対しては、平成30年度より5ヵ年計画で水洗化工事を実施されるよう指導勧告を進めています。具体的には、戸別訪問による実態調査のうえ水洗化に係わる指導、2度にわたる勧告文書の送付を行いました。その結果、平成30年度は607戸の実態調査を行い、指導・勧告の結果、新たに46戸の家屋で水洗化工事が実施されました。

# 【水洗便所改造状况】

(単位:戸)

供用開始年度	改造義務	改造戸数				未改造	
供用用炉牛皮	戸 数	27 年度迄	28 年度	29 年度	30 年度	計	戸 数
27 年度まで	81, 608	76, 194	731	206	338	77, 469	4, 139
28 年度	770	_	343	132	60	535	_
29 年度	842	_	_	418	113	531	_
30 年度	764	_	_	_	176	176	_
合計	83, 984	76, 194	1074	756	687	78, 711	_

## 【未改造状況(義務期限3年経過分)】

(H30 年度末改造)

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
区域名	改造義務戸数	改造戸数	未改造戸数	改 造 率(%)
北部	3, 391	3, 376	15	99. 6
中部	63, 075	59, 179	3, 896	93. 8
南部	15, 142	14, 914	228	98. 5
合計	81, 608	77, 469	4, 139	94. 9